

# 消防操法実施要領

(令和5年5月)

宮崎県消防学校

# 目

# 次

## 共通事項

1	消防操法の種別	－ 1
2	水利の種類、位置	－ 1
3	操法開始要領	－ 1
4	報告要領等	－ 2
5	火点の標識	－ 2
6	退場要領	－ 2
7	審査班長、審査副班長の操法進行の合図	－ 2
8	操法実施上の基本的事項	－ 4
9	補足	－ 9

消防操法実施要領の構成及び全国消防操法大会に準じた宮崎県独自の  
取扱について

## ポンプ車操法

1	ポンプ車各部の名称	
(1)	BD型ポンプ車	－ 1 1
(2)	CD型ポンプ車	－ 1 2
2	機材のセッティング	－ 1 3
3	ポンプ車操法の待機位置等	－ 1 4
4	ポンプ車操法実施要領	－ 1 5
5	経路説明図	
(1)	2番員の伝達経路図	－ 3 0
(2)	3番員の経路図	－ 3 1
(3)	3番員の伝達経路図	－ 3 2
(4)	収納経路図	－ 3 3
6	延長体系図	－ 3 4

## 小型ポンプ操法

1	小型ポンプ各部の名称等	
	小型ポンプ各部の名称	－ 3 7
2	機材のセッティング	－ 3 8
3	小型ポンプ操法の待機位置等	－ 3 9
4	小型ポンプ操法実施要領	－ 4 0
5	経路説明図（1・2番員）	

(1) 1・2番員の経路図	－ 4 9
(2) 収納経路図	－ 5 0
6 延長体系図	－ 5 1

#### 小型ポンプ積載車操法

1 小型ポンプ積載車各部の名称等	
小型ポンプ積載車各部の名称	－ 5 3
2 機材のセッティング	－ 5 4
3 小型ポンプ積載車操法の待機位置等	－ 5 5
4 小型ポンプ積載車操法実施要領	－ 5 6
5 経路説明図	
(1) 1・2番員の伝達経路	－ 6 6
(2) 収納経路図	－ 6 7
6 延長体系図	－ 6 8

#### 消防操法大会操法統一事項

(1) 統一事項	－ 6 9
(2) 審査項目	－ 7 5

審査指針	－ 7 8
------	-------

審査員心得	－ 7 8
-------	-------

# 消 防 操 法 実 施 要 領

操法は、「消防操法の基準」（昭和47年5月11日消防庁告示第2号）並びに「消防訓練礼式の基準」（昭和40年7月31日消防庁告示第1号）によるほか次の要領により行う。

## 1 消防操法の種別

### (1) ポンプ車操法

- ア 手びろめによる二重巻ホース2線延長（各線ともホース3本）とする。
- イ とび口操作及び水出しを付加する。
- ウ 収納は省略する。
- エ 注水方向変換は省略する。

### (2) 小型ポンプ操法

- ア 手びろめによる二重巻ホース1線延長（ホース3本）とする。
- イ とび口操作及び水出しを付加する。
- ウ 収納は省略する。
- エ 注水方向変換は省略する。

### (3) 小型ポンプ積載車（以下「積載車」という。）操法（★宮崎県バージョン）

- ア 手びろめによる二重巻ホース1線延長（ホース3本）とする。
- イ とび口操作及び水出しを付加する。
- ウ 収納は省略する。
- エ 注水方向変換は省略する。

## 2 水利の種類・位置

水利は、防火水そうとし、ポンプ右側後方とする。（積載車は、ポンプ左側後方）  
（★宮崎県バージョン）

## 3 操法開始要領

- (1) **ポンプ車及び積載車は、車両を操法の位置に停車させ、必要な準備を行い、係員の「出場準備」の合図により待機指揮位置及び待機位置に「整列休め」の姿勢で待機する。**

- (2) 小型ポンプは、係員の「出場準備」の合図により使用機械器具を定められた位置に配置し、待機指揮位置及び待機位置に「整列休め」の姿勢で待機する。（小型ポンプは、円滑な大会運営を図るため「出場準備」から「整列休め」までの時間は90秒を目安とする。）
- (3) 審査班長または審査副班長の「操法開始」の合図により操法を開始する。

#### 4 報告要領

##### (1) 操法開始時の場合

指揮者は、待機指揮位置で点呼をとったのち、審査班長に対し、「◎都道府県○市町村消防団、ただいまからポンプ車（小型ポンプ）操法を開始します。」と報告する。

指揮者は、待機指揮位置で点呼をとったのち、報告受領者に対し、「○市町村消防団、第○分団、第○部、ただいまからポンプ車（小型ポンプ、小型ポンプ積載車）操法を開始します。」と報告する。（★宮崎県バージョン）

##### (2) 操法終了の場合

指揮者は、各隊員から点検報告を受領したのち、審査班長に対し、「◎都道府県○市町村消防団、ポンプ車（小型ポンプ）操法を終了しました。」と報告する。

指揮者は、各隊員から点検報告を受領したのち、報告受領者に対し、「○市町村消防団、第○分団、第○部、ポンプ車（小型ポンプ、小型ポンプ積載車）操法を終了しました。」と報告する。（★宮崎県バージョン）

※報告受領者は、消防操法種別ごとに、（公財）宮崎県消防協会会長が指名する者とする。（★宮崎県バージョン）

#### 5 火点の標識

有効放水測定装置付標的（別図）とする。

#### 6 退場要領

指揮者は、「わかれ」の号令後、すみやかに「撤収」と指示をする。（各隊員はすばやく車両等の撤収を行う。）

#### 7 審査班長、審査副班長の操法進行の合図

##### (1) ポンプ車の部

###### ア 操法開始合図

待機指揮位置にいる指揮者に、審査班長または審査副班長★が口頭により直接開始の意思確認を行い、準備がよければ『白旗を正面水平から真上』に振り「操法開始！」と合図する。

イ 第2線延長開始合図

3番員が、定位についた後『約10秒後』に審査副班長または火点側総合審査員★が『白旗を正面水平から真上』に振り「第2線延長開始！」と合図する。

ウ 放水中止合図

第2線延長の3番員が、定位についた後『約10秒後』に審査副班長または火点側総合審査員★が『赤旗を正面水平から真下』に振り「放水中止！」と合図する。

エ 排水止め合図

ノズルを上向きで開いた時点から『約10秒後』に、審査副班長または火点側総合審査員★が1番員のおおむね前方にいたり『赤旗を正面斜め前方』に振り「排水止め！」と合図する。

オ 収納合図

「排水止め！」より、『約10秒後』に審査副班長または火点側総合審査員★が『赤旗を水平横から真下』に振り「収納！」と合図する。

(2) 小型ポンプ操法

ア 操法開始合図

待機指揮位置にいる指揮者に、審査班長または火点側総合審査員★が口頭により直接開始の意思確認を行い、準備がよければ『白旗を正面水平から真上』に振り「操法開始！」と合図する。

イ 放水中止合図

2番員が、定位についた後『約10秒後』に審査副班長または火点側総合審査員★が『赤旗を正面水平から真下』に振り「放水中止！」と合図する。

ウ 排水止め合図

ノズルを上向きで開いた時点から『約10秒後』に、審査副班長または火点側総合審査員★が1番員のおおむね前方にいたり『赤旗を正面斜め前方』に振り「排水止め！」と合図する。

エ 収納合図

「排水止め！」より、『約10秒後』に審査副班長または火点側総合審査員★が『赤旗を水平横から真下』に振り「収納！」と合図する。

### (3) 積載車操法（★宮崎県バージョン）

#### ア 操法開始合図

待機指揮位置にいる指揮者に、審査班長または審査副班長が口頭により直接開始の意思確認を行い、準備がよければ『白旗を正面水平から真上』に振り「操法開始！」と合図する。

#### イ 放水中止合図

2番員が、定位についた後『約10秒後』に審査副班長または火点側総合審査員が『赤旗を正面水平から真下』に振り「放水中止！」と合図する。

#### ウ 排水止め合図

ノズルを上向きで開いた時点から『約10秒後』に、審査副班長または火点側総合審査員が1番員のおおむね前方にいたり『赤旗を正面斜め前方』に振り「排水止め！」と合図する。

#### エ 収納合図

「排水止め！」より、『約10秒後』に審査副班長または火点側総合審査員が『赤旗を水平横から真下』に振り「収納！」と合図する。

## 8 操法実施上の基本的事項

### (1) 全般的事項

ア 操法は、安全を確保するとともに迅速確実に行うこと。

イ 送水圧力は0.4MPa（4kg/cm<sup>2</sup>）以下とすること。

ウ 指揮者及び隊員の動作は、原則としてかけ足とし、動作及び操作の区切りは、節度正しく行うこと。

ただし、両手に物を持っているときは動作の流れに沿って良い。

エ 隊員は、使用機械器具に精通するとともに、これの愛護に心掛け、操法実施前後には、任務分担に基づき機械器具の点検を行うこと。

オ 吸管補助員を1名つけること。

**吸管補助員は罐のゼッケンを付け、防火水そうに投入された吸管を確保すること。**

### (2) 指揮者について

ア 指揮位置は、常に指揮に便利で、かつ、各隊員を掌握出来る位置であること。

イ 各隊員の動作及び操作を十分に監視し、必要により指示命令を与えること。

ウ 号令は、明りょうで、指示・命令は、簡明適切であること。

(3) 指揮者および隊員について

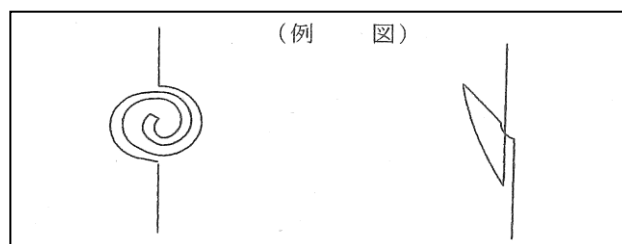
ア 操作の姿勢については、次により行うこと。

(7) 低い姿勢で操作を行うときは、折りひざまたはこれに準じた姿勢をとること。

(1) 立った姿勢で操作を行うときは、足を1歩開くかまたは踏み出した姿勢をとること。

イ 他の隊員の任務に属する操作を行ってはならない。

ウ 延長ホース（第1ホース、第2ホース）に、送水に著しい障害を及ぼすようなよじれ（例図参照）がある場合は、「放水始め」の伝達を行う前に修正しなければならない。



エ 事故防止を図るため、必要なときは臨時の処置を行うこと。

(4) 各操作要領

ア 筒先を背負う要領

右手でノズル付近（回転部分以外）を、左手は背負いひもの中央を持ち、右手を頭上に左手を右腋下にして頭及び左腕を背負いひもにくぐらせ、ノズルが右肩に元金具が左腰の近くにくるようにする。

イ 筒先をおろす要領

左手で筒先の取手近くのプレイパイプを握り、元金具を腹部から頭上へ移動し、背負いひもを右手で持って頭をくぐらせ、右手はノズル付近（回転部分以外）を持ち、左手はプレイパイプの中央部に持ち替える（収納時は除く）。

ウ 筒先の結合と離脱要領

(7) 筒先の結合

ホースのおす金具がやや上を向くように左足先でホース金具部付近をおさえ、おす金具に筒先を合わせ、筒先をまわし、又はおしつけて結合し、これを確認する。

(1) 筒先の離脱

筒先を離脱するには、右手でノズルをもち、右足ぎわに筒先をたて、右足でホ



ースをまたぎ、左足先でホース金具部付近を押さえ、筒先をまわし、又は離脱環を引く。

#### エ ホースの搬送要領

右手でめす金具部を、左手でめす金具の反対側を保持し、めす金具が上部斜め前方になるよう左肩の上に寄せ、左手でめす金具部を保持する。

#### オ ホースの展張要領

右足先でめす金具近くを押さえ、右手でおす金具を確実に保持し、左手はホースに添えて展張方向を定め、前方へ転がして展張する。

#### カ ホースの結合

ホースを結合するには、ホース金具部のおす金具がやや上を向くように右足先でホース金具部付近を押さえた後、ホース金具部のめす金具を両手にもってホースのおす金具にあわせ、結合環をまわし、又はめす金具をおしつけて結合した後、ハカマ部分を両手で引いて結合を確認する。

#### キ 基本注水姿勢

右手は取手、左手はプレイパイプ上部を握り、握った右手を右腰にあてるようにし、標的のおおむね1～3m程度上方（標的注水中は除く。）に向けて放水するものとし、体形は左足を1歩前、ひざをやや曲げると同時に体重を前方に置き、右足は放水の反動力をおさえるため、まっすぐ伸ばし前傾姿勢をとる。

#### ク 注水補助姿勢

ホースの保持体形は、右足を一步踏み出し、膝をやや曲げると同時に体重を前方におき、放水角度に影響を与えないように両手でホースを腰付近で保持した姿勢で注水補助を行う。

#### ケ とび口の構え方

左手はとび口柄の中央部、右手で柄の後端おおむね10センチメートルをのこした位置を握り、握った右手を右腰部にあて、左腕を水平に伸ばす。

また、左ひざはやや曲げると同時に体重を前方に置き、右足はまっすぐ伸ばした前傾姿勢をとる。

#### コ ポンプ車（積載車）★乗車後の操作要領

##### （ア）ポンプ車

乗車後、4番員はエンジンを始動させたのちポンプを作動させるために、必要な当該操作を行うこと。（「操作始め」の合図後に行う操作を除く。）指揮

者は各隊員の乗車状況を確認すること。

(イ) 積載車 ★

乗車後、3番員はエンジンを始動させたのち必要な当該操作を行うこと。

(「操作始め」の合図後に行う操作を除く。) 指揮者は各隊員の乗車状況を確認すること。★

サ 伝達経路

火点側とポンプ側との間の隊員の移動経路（伝達経路等）は、おおむねホースにそって最短距離を進むこととする。

シ 身体、服装の点検要領

一斉動作などによって美化させることを意識することなく、身体各部、服装の異常の有無を各自が適切な方法によって確認すること。

(5) その他

ア 操法実施要領中「……にいたり」とは、基本の姿勢から足を1歩開くか又は踏み出した姿勢をいい、また、「……停止し」とは、基本の姿勢を意味するものであること。

イ ホース延長に際し、搬送に便利な位置に、又は展張に便利な位置にホースを搬送する場合は、ホースを両手でかかえてもよいものとする。

また、積載ホースを使用する順番については特に定めない。

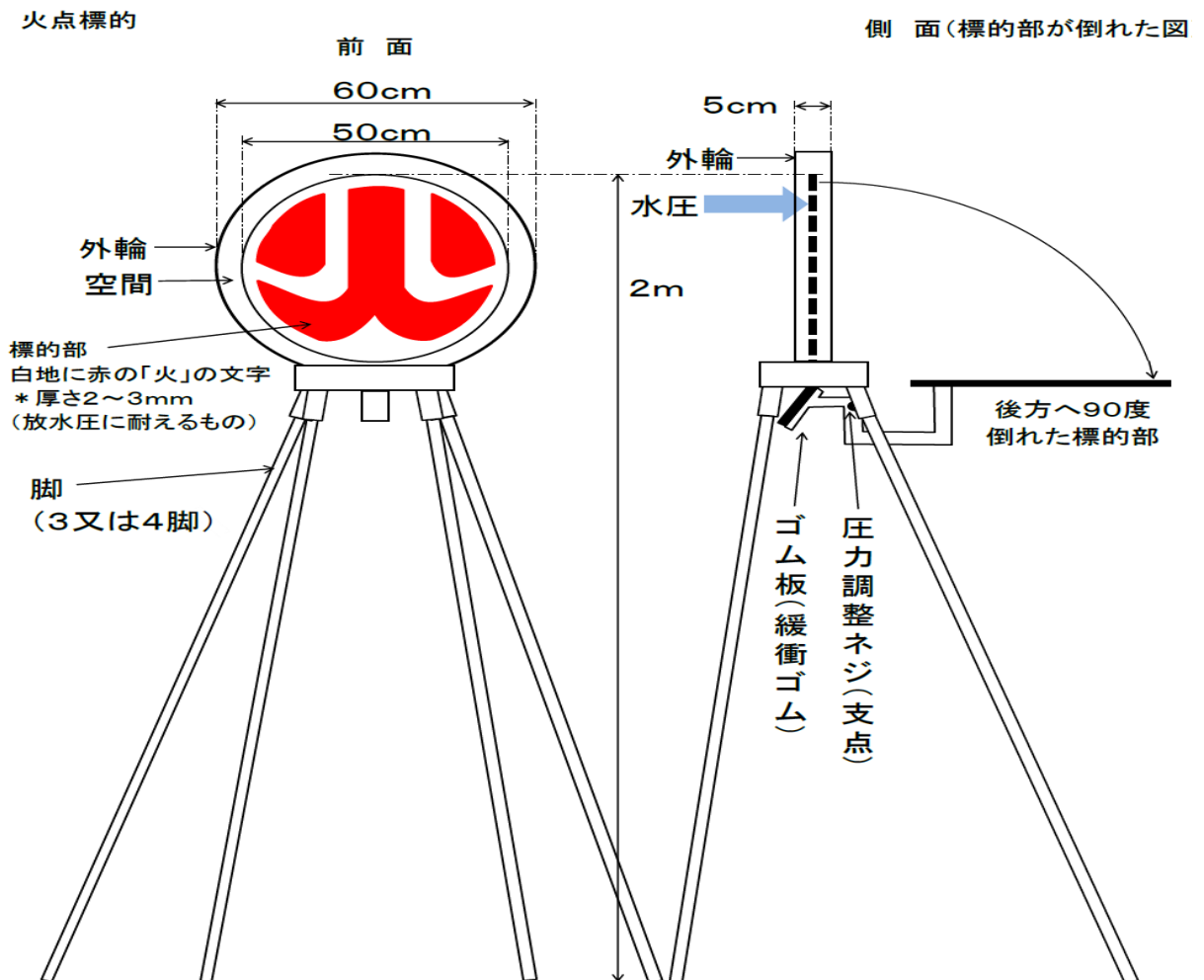
ウ 放水中止に伴って、エンジン回転が上昇した場合は、適宜スロットル・バルブを操作して調整すること。

エ 伝令停止線、及び放水停止線は標示する。

オ 破壊地点とは、ポンプ車又は小型ポンプのほぼ中央部の延長線上で1番員の左側に並行する地点とする。

※積載車は、1番員の2メートル左側に並行する地点とする。★

(別図) 有効放水測定装置付標的



## 9 補足

消防操法実施要領の構成及び全国消防操法大会に準じた宮崎県独自の取扱いについて

### (1) 消防操法実施要領の構成

基本的に、公益財団法人日本消防協会が発行している「操法実施要領」「操法審査要領」（以下教本）に基づき作成している。

なお、教本とは別に取り扱われていた「審査員確認事項」は、名称変更し教本中の統一事項の「審査細目」として新たに記載されたため同様に記載。（令和4年度の第29回全国大会より記載される。）

### (2) その他

(ア) 全国大会では実施していない積載車操法及び開始報告（終了報告）等については、全国大会統一事項に準じた記載及び宮崎県独自の取扱いを記載し、表示方法は、「★宮崎県バージョン」または「★」と注記している。

(イ) 以前の「操法実施要領」に記載のあった解説等について

操法実施上の基本的事項及び全国消防操法大会で質疑による回答の中で、必要事項を記載していたが次のように変更する。

- ・ 操法実施上の基本的事項・・・省略  
(4ページ以降にまとめて記載されているため)
- ・ 質疑による回答  
・・・掲載しない  
(内容が不透明あるため)